

平成26年労第600号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、トラック運転手として就労していた。

被災者は、同月〇日、会社の車庫においてトラックの中で死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃、直接死因：虚血性心疾患」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病について、D医師は、死体検案書に「虚血性心疾患」と記載しており、また、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「確定的な病名は不明だが、日常的な本人の胸痛の訴えを勘案すると、何らかの心疾患があった」、「平成〇年〇月〇日、〇日の胸痛も狭心痛の発作で、同月〇日の死亡と関連がある」旨の意見を述べている。

当審査会としても、被災者の症状経過等に照らし、D医師の意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日に「虚血性心疾患」（以下「本件疾病」という。）を発症したと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考え

る。

(3) そこで、請求人らの主張を踏まえ、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

被災者は、本件疾病発症直前から前日までの間、休暇を取得しており、緊張、興奮、恐怖、驚がく等、また、緊急に、強度の精神的負荷を引き起こす突発的な又は予測困難な異常な出来事があったとは認められない。

イ 短期間及び長期間の過重業務について

被災者は、平成〇年〇月〇日に入社し、5日後の同月〇日に本件疾病を発症しているところ、この間における被災者の就労状況をみても、他の従業員の休日に伴う対応のため勤務時間が不規則であったとはいえ、発症前日までの時間外労働時間は8時間50分であり、特に過重な負荷があったとは認められない。

この点について、請求人は、被災者の労働時間は信憑性がなく、納得がいかない旨主張するが、当審査会として、改めて本件における一件記録を精査するも、監督署長による労働時間の算定は妥当であり、請求人の主張は採用できない。

(4) 以上のとおり、被災者には、本件疾病発症直前、短期間及び長期間において、業務に関連する異常な出来事や業務による過重な労働が認められないことから、総合的に判断すると、被災者に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められず、したがって、本件疾病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(5) なお、被災者が本件疾病を発症した平成〇年〇月〇日以降、死亡に至るまでの時間外労働時間は19時間45分であり、この間の就労状況をみても、被災者の業務に、特に過重な負荷があったとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。